

様式 1

誓約書

申請者が次の各号のいずれにも該当しないこと及び航空機の離着陸等を行う者が第1号から第5号までのいずれにも該当しないことを誓います。

なお、誓約の内容を確認するために、貴県が岐阜県警察本部その他の関係機関に照会することについて同意します。

- 1 航空法（昭和27年法律第231号）第76条第1項各号に掲げる事故を発生させた日から1年を経過しない者
- 2 航空法第30条（同法第33条第3項、第34条第3項、第35条第5項及び第78条第4項において準用する場合を含む。）の規定により、航空従事者技能証明（同法第22条に規定する航空従事者技能証明をいう。）、航空英語能力証明（同法第33条第1項に規定する航空英語能力証明をいう。）、計器飛行証明（同法第34条第1項に規定する計器飛行証明をいう。）、操縦教育証明（同条第2項に規定する操縦教育証明をいう。）、同法第35条第1項第1号の許可若しくは運航管理者技能検定（同法第78条第1項に規定する運航管理者技能検定をいう。）を取り消され、又は航空業務の停止を命ぜられた日から1年を経過しない者
- 3 航空法又は航空の危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律（昭和49年法律第87号）の規定に違反したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から1年を経過しない者
- 4 重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成28年法律第9号）の規定に違反したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から1年を経過しない者
- 5 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から1年を経過しない者
- 6 岐阜県暴力団排除条例（平成22年岐阜県条例第54号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員等
- 7 法人又は人格のない社団若しくは財団であって、その業務を行う役員のうち、前各号のいずれかに該当する者があるもの

年 月 日

申請者 住 所

氏 名 印

（行政財産使用許可申請書に記載した者を記載）

注意：第1号に該当する場合であって、発生した事故が天災その他の不可抗力によるものであるときは、同号を抹消して提出すること。なお、この場合においては、当該事故に係る運輸安全委員会の航空事故調査報告書の写し（航空事故調査報告書が公表されていない場合にあっては、事故の概要を記載した書類）を提出すること。